

生活福祉資金（緊急小口資金）のご案内

低所得世帯が、次の理由で緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合に少額の貸付けを行います。

- (1) 医療費又は介護費の支払いなど
- (2) 給料等の盗難・紛失
- (3) 火災等の被災
- (4) その他(1)～(3)同様にやむを得ない理由
 - ① 年金、保険、公的給付等の支給開始（原則その内容や時期が決定しているもの）までに必要な生活費
 - ② 会社からの解雇、休業等による収入減（就職先が決まっており就職後の初任給までのつなぎ等、原則償還の見込みがあるもの）
 - ③ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増（滞納税金の支払に直接緊急小口資金を充てるのではなく、税等の支払いにより生計維持困難となった場合の生活費の貸付けとなります。）
 - ④ 事故等による損害を受けた場合による支出増（ただし、借受者の日常生活に支障がきたす事故等の場合に限る。また、対象となるのは、「損害を受けた場合」であり、本人が加害者の場合は対象になりません。）
 - ⑤ 社会福祉施設等（社会福祉法に定められる施設）からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増

貸付限度額	----	100,000円以内で必要な額
貸付利子	無利子
据置期間	2カ月以内
返済期間	8カ月以内
連帯保証人	不要

※ ご注意ください!

- ▶ 本資金は2カ月後には返済が始まります。その際に返済の見込みがあることが必要です。※多重債務者や多額の負債を抱えた方は原則貸付対象となりません。
- ▶ 返済期間内に返済いただけない元金については、10.75%の延滞利子を加算して返済いただきます。
- ▶ 岐阜県社会福祉協議会で審査をします。審査の結果、貸付可の場合は、借受者指定口座に送金いたします。
- ▶ 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は、即時に返済いただきます。
- ▶ 暴力団員が属する世帯は貸付対象としません。借受者等が暴力団員であることが判明した場合、警察と連携し、貸付の中止、解約、返還を求めます。

必要添付書類等

- ・住民票（世帯全員分・省略なし）
- ・借入申込者本人の確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・申込みの理由・状況の根拠となる資料
（例、医療費の領収書、盗難・紛失申告書、雇入（労働条件）証明書（所定の様式）等）
- ・使途計画表・償還計画表、個人情報の取扱同意書（市町村社会福祉協議会に様式有り）
- ・その他岐阜県社会福祉協議会が必要と認める書類等
- ・印鑑登録証明書及び実印（借用書記載時）